

桑名圏域県管理河川水防災協議会(平成30年8月10日～8月28日)

○三重県では、市・町、国、県の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確実なものにするために圏域ごとに協議会を設置し、概ね5年以内に行う取組を取りまとめておこなっています。桑名圏域県管理河川水防災協議会は、平成29年6月に協議会を設立し、今回開催した第3回協議会では、第2回協議会で取りまとめた「桑名圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」へ取組内容の追加及び実施状況のフローアップを行いました。

位置図



協議会委員名簿

桑名市長、いなべ市長、木曽岬町長、
東員町長、朝日町長、川越町長
津地方気象台長
四日市地域防災総合事務所長
桑名地域防災総合事務所長、
四日市建設事務所長
桑名建設事務所長
(オブザーバー)
中部地方整備局木曽川下流河川事務
所長

主な意見

- ・災害発生時に自衛隊などの応援拠点や瓦礫・土砂の処分地を事前に決めておくことができれば、復旧・支援が早期に行えると考えている。
- ・避難勧告を発令することは重要であるが、ハザードマップを活用した自主避難も重要である。
- ・自分だけは大丈夫と思っている人や避難勧告があっても避難しない人たちに避難の大切さをどのように周知していくかが課題である。
- ・一人ひとり住民が避難しようとする意識向上の取組が必要である。
- ・台風時などの甚大な被害が発生するおそれがある時に行われる県から市町への職員派遣は、隣接市町の情報を入手することができ有効である。
- ・避難勧告を発令する判断、タイミングは非常に難しい。
- ・防災意識の日常化が大切である。
- ・被災地では円滑なボランティア活動に資するボランティアリーダーのような存在・育成が必要である。
- ・ソフト対策だけでなく、伐木、堆積土砂撤去、張コンクリートなどのハード対策も進めてもらいたい。

第3回協議会の概要

◇日時・会場

平成30年8月10日～8月28日

各市町庁舎、各事務所

◇議題

- ・桑名圏域県管理河川水防災協議会規約の改定について
- ・平成29年度取組実績及び平成30年度取組(案)について